

## 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社アスリート・イノベーション（以下「甲」という。）と株式会社アスリート・イノベーションの労働者の過半数を代表する者（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

### （対象となる派遣労働者の範囲）

- 第1条 本協定は、派遣先でメッキ工、ゴム製品製造工、塗装工、製品包装作業員、金属製品プレス工、ゴム製品検査工、その他の製品検査、軽作業員の職業の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。
- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

### （賃金の構成）

- 第2条 対象従業員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

### （賃金の決定方法）

- 第3条 対象従業員の基本給及び手当（第2条に掲げる賃金のうち、基本給及び本条（三）～（五）の手当を除く。以下同じ。）の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

- （一）比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和4年8月26日付職発0826第1号「令和4年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）に定める「令和4年職業安定業務統計」（厚生労働省）の「534メッキ工」「564ゴム製品製造工」「641塗装工」「771製品包装作業員」「531金属製品プレス工」「628ゴム製品検査工」「629その他の製品検査の業務」「782軽作業員」とする。
- （二）地域調整については、派遣先の事業所所在地が静岡県内に限られることから、通達に定める「地域指数」の「静岡県」を用いるものとする。
- （三）時間外労働手当、深夜・休日労働手当については、基本給及び手当とは分離し、第5条のとおりとする。

(四) 通勤手当については、基本給及び手当とは分離し実費支給とし、第6条のとおりとする。

(五) 退職手当については、基本給および手当とは分離し、第7条のとおりとする。

第4条 対象従業員の基本給及び手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

(一) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

(二) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

Aランク：10年

Bランク：3年

Cランク：0年

2 甲は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積及び能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で基本給の増額を支払うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。ただし、通勤手当の上限は12,310円とし、自動車や自転車などの交通用具を使用している従業員に支給する。(会社手配の方法による場合及び徒歩圏内として一般に利用しうる最短の経路の長さが片道2km未満の場合は支給しない)

第7条 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。

(一) 退職手当の受給に必要な最低勤続年数：

通達別添4に定める「令和2年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)の「退職一時金受給のための最低勤続年数」において、最も回答割合の高かったもの(自己都合退職及び会社都合退職のいずれも3年)

(二) 退職時の勤続年数ごと(3年、5年、10年、15年、20年、25年、30年、33年)の支給月数：

「令和2年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)の大学卒の場合の支給率(月数)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値として通達に定めるもの

第8条 対象従業員の退職手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表4のとおりとする。

- (一) 別表3に示したものと比べて、退職手当の受給に必要な最低勤続年数が同年数以下であること
- (二) 別表3に示したものと比べて、退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月数が同月数以上であること

(賃金の決定に当たっての評価)

第9条 基本給の決定は、半期ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価は公正に評価することとし、その評価結果に基づき、別表2のとおり決定する。

- (一) 勤務評価は「傾聴共感」「役割遂行」「情報発信」「感情管理」「業務への取り組み姿勢及び理解度」「成果」「出勤率」を基準とする。

(賃金以外の待遇)

第10条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とする。

(教育訓練)

第11条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「株式会社アスリート・イノベーション教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とする。

令和5年3月31日

甲 株式会社アスリート・イノベーション  
代表取締役 加藤 達人

乙 株式会社アスリート・イノベーション  
労働者代表 竹内 理恵

別表 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額  
(基本給の関係)

			基準値及び基準値に能力・ 経験調整指数を乗じた額			
			0年	1年	3年	10年
1-1	メッキ工	職業安定業務統計	1,074	1,247	1,386	1,623
1-2		地域調整	1,077	1,251	1,390	1,628
2-1	ゴム製品製造工	職業安定業務統計	1,060	1,231	1,368	1,602
2-2		地域調整	1,063	1,235	1,372	1,607
3-1	塗装工	職業安定業務統計	1,154	1,341	1,490	1,745
3-2		地域調整	1,157	1,345	1,494	1,750
4-1	製品包装作業員	職業安定業務統計	1,005	1,167	1,296	1,519
4-2		地域調整	1,008	1,171	1,300	1,524
5-1	金属製品プレス工	職業安定業務統計	1,077	1,251	1,390	1,627
5-3		地域調整	1,080	1,255	1,394	1,632
6-1	ゴム製品検査工	職業安定業務統計	990	1,151	1,278	1,497
6-2		地域調整	993	1,154	1,282	1,501

7-1	その他の製品検査業務	職業安定業務統計	1,039	1,207	1,341	1,570
7-2		地域調整	1,042	1,211	1,345	1,575
8-1	軽作業員	職業安定業務統計	1,109	1,288	1,432	1,677
8-2		地域調整	1,112	1,292	1,436	1,682

\* 地域調整（静岡県）100.3

別表2 対象従業員の基本給の額

メッキ工

等級	職務の内容		基本時給額	合計額	≧	対応する一般の従業員の平均的な賃金の額	対応する一般の従業員の能力・経験
Aランク	上級職	1-1	1,651	1,651		1,623	10年
Bランク	中級職	1-1	1,406	1,406		1,386	3年
Cランク	初級職	1-1	1,092	1,092		1,074	0年

ゴム製品製造工

等級	職務の内容		基本時給額	合計額	≧	対応する一般の従業員の平均的な賃金の額	対応する一般の従業員の能力・経験
Aランク	上級職	1-1	1,618	1,618		1,602	10年
Bランク	中級職	1-1	1,379	1,379		1,368	3年
Cランク	初級職	1-1	1,071	1,071		1,060	0年

塗装工

等級	職務の内容		基本時給額	合計額	≧	対応する一般の従業員の平均的な賃金の額	対応する一般の従業員の能力・経験
Aランク	上級職	1-1	1,781	1,781	≧	1,745	10年
Bランク	中級職	1-1	1,518	1,518		1,490	3年
Cランク	初級職	1-1	1,179	1,179		1,154	0年

製品包装作業員

等級	職務の内容		基本時給額	合計額	≧	対応する一般の従業員の平均的な賃金の額	対応する一般の従業員の能力・経験
Aランク	上級職	1-1	1,532	1,532	≧	1,519	10年
Bランク	中級職	1-1	1,306	1,306		1,296	3年
Cランク	初級職	1-1	1,014	1,014		1,005	0年

金属製品プレス工

等級	職務の内容		基本時給額	合計額	≧	対応する一般の従業員の平均的な賃金の額	対応する一般の従業員の能力・経験
Aランク	上級職	1-1	1,658	1,658	≧	1,627	10年
Bランク	中級職	1-1	1,414	1,414		1,390	3年
Cランク	初級職	1-1	1,097	1,097		1,077	0年

ゴム製品検査工

等級	職務の内容		基本時給額	合計額	≧	対応する一般の従業員の平均的な賃金の額	対応する一般の従業員の能力・経験
Aランク	上級職	1-1	1,508	1,508		1,497	10年
Bランク	中級職	1-1	1,286	1,286		1,278	3年
Cランク	初級職	1-1	999	999		990	0年

その他の製品検査の業務

等級	職務の内容		基本時給額	合計額	≧	対応する一般の従業員の平均的な賃金の額	対応する一般の従業員の能力・経験
Aランク	上級職	1-1	1,628	1,628		1,570	10年
Bランク	中級職	1-1	1,386	1,386		1,341	3年
Cランク	初級職	1-1	1,079	1,079		1,039	0年

軽作業員

等級	職務の内容		基本時給額	合計額	≧	対応する一般の従業員の平均的な賃金の額	対応する一般の従業員の能力・経験
Aランク	上級職	1-1	1,691	1,691		1,677	10年
Bランク	中級職	1-1	1,440	1,440		1,432	3年
Cランク	初級職	1-1	1,121	1,121		1,109	0年

別表3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職手当の関係）

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年
支給率	自己都合退職	0.7	1.1	2.7	4.5	6.9	8.9	11.1	12.5
(月数)	会社都合退職	1.0	1.6	3.6	5.6	8	10.1	12.3	13.6

別表4 対象従業員の退職手当の額

勤続年数		3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 25年未満	25年以上 35年未満
支給率	自己都合退職	0.8	1.2	2.8	4.6	9.0
(月数)	会社都合退職	1.1	1.7	3.7	5.7	10.2

別表3（再掲）

#### IV

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年
支給率	自己都合退職	0.7	1.1	2.7	4.5	6.9	8.9	11.1	12.5
(月数)	会社都合退職	1.0	1.6	3.6	5.6	8	10.1	12.3	13.6

（備考）

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、退職手当額は、支給総額を所定内賃金で除して算出することとする。
- 2 退職手当の受給に必要な最低勤続年数は3年とし、退職時の勤続年数が3年未満の場合は支給しない。

勤務評価表

傾聴共感	積極的傾聴	A・B・C・D・E
	反映的傾聴	A・B・C・D・E
	相手に対する集中力	A・B・C・D・E
役割遂行	自己の業務、役割を把握し業務に従事している	A・B・C・D・E
	判断力、企画力、指導力、提案力等	A・B・C・D・E
情報発信	情報の発信、連絡、報告、相談できる	A・B・C・D・E
	情報の漏洩、守秘義務	A・B・C・D・E
感情管理	冷静沈着な言動、対応ができる	A・B・C・D・E
	勤務態度、言動、協調性	A・B・C・D・E
業務取組姿	業務、製品、取扱いの理解度	A・B・C・D・E
勢・理解度	問題解決への取り組み度	A・B・C・D・E
成果	業務を理解し成果、結果がでている	A・B・C・D・E
出勤率	出勤率 95%を目標とし、自己体調管理ができる	A・B・C・D・E
	欠勤、遅刻、早退、有給等の届出の連絡の確実性	A・B・C・D・E